

令和4年度 第3回 人と動物との共生推進よこはま協議会

日時：令和5年3月22日（水）

午後2時00分から

会場：横浜市庁舎 18F

共用会議室なみき 15

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

- (1) 令和5年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について (資料1)
- (2) 令和5年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について (資料2)
- (3) 横浜市動物適正飼育推進員について (資料3)

4 事務局からの報告

令和4年度 第3・4回 横浜市動物適正飼育推進員研修の実施報告 (資料4)

5 その他

6 閉会

【 配付資料 】

- ・ 委員名簿
- ・ 令和5年度横浜市動物愛護管理業務計画（案） (資料1)
- ・ 令和5年度横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案） (資料2)
- ・ 横浜市動物適正飼育推進員について (資料3)
- ・ 令和4年度 第3・4回 横浜市動物適正飼育推進員研修実施報告 (資料4)

人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿
 (第6期 令和3年3月25日～令和5年3月24日)

項目	氏名	所属	役職等
動物愛護等団体代表	伊東 綾子	公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部	会計
動物愛護等団体代表	大久保 芳樹	特定非営利活動法人神奈川県動物ボランティア連絡会	理事
動物愛護等団体代表	田中 数馬	神奈川県愛玩動物協会	代表
動物愛護等団体代表	加藤 精二	公益財団法人 日本補助犬協会	補助犬認定免許センター施設長
動物愛護等団体代表	山田 佐代子	公益財団法人神奈川県動物愛護協会	会長
獣医師団体代表	◎溝呂木 啓之	公益社団法人 横浜市獣医師会	会長
獣医師団体代表	中畑 嗣也	公益社団法人 横浜市獣医師会	常務理事
動物取扱業関係団体代表	赤澤 暁昌	一般社団法人 全国ペット協会	理事・事務局長
学識経験者	○植竹 勝治	麻布大学獣医学部動物応用科学科	教授
学識経験者	佐藤 雪太	日本大学生物資源科学部獣医学科	教授
公募市民	田代 さとみ		
公募市民	富高 恵子		

◎:会長 ○:副会長

令和5年度 横浜市動物愛護管理業務計画



横浜市



注：本業務計画は令和5年度予算が横浜市会において議決されることを条件とします。



「令和5年度 横浜市動物愛護管理業務計画」は、横浜市が「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進するための取り組みをまとめたものです。

本市では、この計画に基づき、動物愛護センターと各区福祉保健センターが連携して市全体の施策や地域の実情に即した取り組みを展開していきます。

なお、令和5年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染動向を注視し、感染拡大防止に努めながら、各種事業を進めてまいります。

目次

1	災害時のペット対策	1
2	狂犬病予防事業	3
3	動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業	4
4	地域猫活動支援事業	6
5	猫の不妊去勢手術推進事業	7
6	マイクロチップ装着推進事業	8
7	動物取扱業登録及び監視指導	9
8	特定動物飼養保管許可及び監視指導	10
9	犬、猫等の引取り・保護収容業務	11
10	収容動物の譲渡事業	12
11	附属機関・他機関等との連携	13

1 災害時のペット対策



◇ 目的

大規模災害発生時には、多くの被災者が地域防災拠点（以下「拠点」という。）にペットと同行避難することが予想されます。

震災発生時に混乱が生じないためには、各拠点でのペットの受入体制の整備や平時からの備えが重要となります。そのため、飼い主への普及啓発や、各拠点における受入準備や体制整備の支援を行います。

拠点では飼い主がペットの飼育管理を行うことや、あらかじめ敷地内等にペット一時飼育場所を設定することなどを記載した、「横浜市防災計画（震災対策編）」や「地域防災拠点開設・運営マニュアル」を活用して周知・啓発に取り組みます。

台風などの風水害は、事前に進路や規模が予測できることから、自身の状況に応じたマイ・タイムライン（避難行動計画）の検討や一時預かり場所の確保について飼い主へ周知啓発を行います。

また、動物愛護センターでは、横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、被災した動物の救援体制の整備に取り組みます。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 各拠点における「災害時のペット対策」に関連した防災訓練の実施支援
- 2 各拠点における災害時のペット対策策定への支援
- 3 横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、平時及び発災時の取組等について検討、実施
- 4 動物救援センター※¹で使用する備蓄品（発電機、ランタンなど）配備
- 5 災害時ペット同行避難体験イベント等の実施を通じた飼い主への事前準備の啓発実施



<参考> ペットの災害対策啓発実施状況

	R元年度	R2年度	R3年度
同行避難訓練	30件	3件	3件
展示啓発	281件	15件	27件
その他啓発※2	96件	87件	179件

※2 拠点運営委員に対する啓発など

<参考> 拠点におけるペット同行避難取組状況（累積数）

	R元年度	R2年度	R3年度
一時飼育場所の設定済	101拠点	122拠点	142拠点
飼育ルールの設定済	28拠点	34拠点	44拠点
同行避難訓練の実施あり※3	81拠点	81拠点	81拠点
飼い主の会の結成	7拠点	7拠点	7拠点

※3 過去に実施したものを含む。

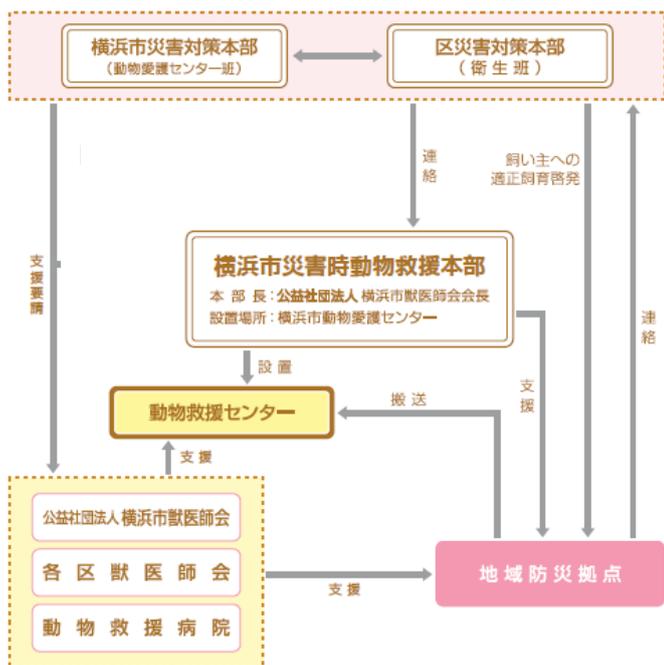
【横浜市災害時動物救援連絡会】

平時において、あらかじめ災害時の動物救援活動について協議する組織です。

《構成団体等》

- ・公益社団法人横浜市獣医師会
- ・神奈川県愛玩動物協会
- ・公益財団法人日本補助犬協会
- ・一般社団法人全国ペット協会
- ・公益社団法人日本動物福祉協会横浜支部
- ・特定非営利活動法人神奈川動物ボランティア連絡会
- ・公益財団法人神奈川県動物愛護協会
- ・その他連絡会の趣旨、目的に賛同する団体等

【動物救援体系の組織図】



【横浜市災害時動物救援本部】

発災時には、「横浜市災害時動物救援連絡会」の協議により、横浜市災害時動物救援本部を設置し、被災動物やその飼養者への必要な救援・支援を行います。

※1 【動物救援センター】

災害時に飼い主とはぐれた動物の保護収容や負傷動物の応急処置、飼い主への返還、動物関係各種相談等を行う場所です。現在次の4箇所での開設を想定しています。

- ・公益財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター（港北区）
- ・公益財団法人日本補助犬協会（旭区）
- ・平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）
- ・横浜市動物愛護センター（神奈川区）

【動物救援病院】

市内の動物病院が、負傷した飼い主不明のペットの一時保護と治療などの支援を行います。

啓発リーフレットや動画（動物愛護センター作成）



リーフレットや動画は
本市動物愛護センターのホームページ
からご確認いただけます。



2 狂犬病予防事業



◇ 目的

狂犬病の発生及び拡大を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射（以下「登録等」という。）の必要性を広く市民に周知啓発し、登録等を推進します。4月には、公益社団法人横浜市獣医師会と連携し、予防注射接種の促進のために各区に出張会場を設けています。

また、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料の収納を動物病院に委託し、その場で手続きができることで市民の利便性を高めるなど、未登録犬や未接種犬の解消にも努めていきます。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 出張会場での狂犬病予防注射接種【4月】
- 2 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業
- 3 未登録・未接種犬の啓発、指導
- 4 狂犬病予防注射接種勧奨、予防注射の案内の発送【10月、3月】



<参考> 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	R元年度	R2年度	R3年度
登録数	173,827	173,551	173,140
注射済票交付数	127,905	130,418	125,506
接種率	73.6%	75.1%	72.5%



【注射済票】

3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



◇ 目的

令和元年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）では、動物の所有者等の責務が明確化され、動物の適正飼育のための規制が強化されました。

区福祉保健センターには、犬や猫に関する様々な相談や苦情が、依然として多く寄せられています。

また、全国的には愛護動物の虐待や遺棄、多頭飼育等の問題が取り上げられています。

こうした状況を踏まえ、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発し、（公社）横浜市獣医師会や動物適正飼育推進員のご協力をいただきながら、マナーの向上や咬傷事故、不適切な飼育の防止等を推進します。

動物愛護センターでは、動物愛護の普及啓発拠点として多くの方に利用していただける施設になるよう努め、さらに各区と連携してイベントや講習会等の普及啓発事業を行うなど、様々な情報発信を行っていきます。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

1 ホームページ、SNS、チラシ等による市民への情報提供

ホームページやSNSでの情報提供、「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシの活用により、様々な啓発や情報提供を行います。

2 動物愛護センター主催の啓発事業

飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発の推進、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センターで市民向け講座やイベントを実施します。

(1) 市民向けセミナー

飼い犬、飼い猫のしつけや暮らし方、お手入れ、健康管理等、飼い主に対するセミナーや、地域猫等



このプレートは区福祉保健センター窓口で配布しています（デザイン変更の場合があります）。



についての講習を実施します。

(2) 動物愛護フェスタよこはま

動物愛護フェスタよこはま実行委員会と横浜市健康福祉局の主催により、動物の愛護と適正飼育についての関心と理解を深めるためのイベントとして、ブース出展やデモンストレーションを実施します。



【動物愛護フェスタよこはま】

(3) 小中学生等を対象としたイベント

子どもアドベンチャーカレッジなど、小中学生等を対象とした教室を実施します。

3 区福祉保健センターでの啓発事業

各区福祉保健センターでは、猫の屋内飼育や犬猫の健康管理等のセミナー、災害時のペット対策啓発などの取り組みを行い、適正飼育の重要性や終生飼育について周知・啓発を行います。また、小中学校での講義等、動物愛護の啓発事業を実施します。



【動物愛護の啓発事業】

4 飼い主への適正飼育指導啓発

市民からの届出や相談対応などの機会を捉え、飼い主への指導啓発を行います。

また、適正な管理ができない頭数の犬または猫を飼育している飼い主に対し、指導や助言等の支援を行います。

<参考> 苦情・相談状況

【犬】		R元年度	R2年度	R3年度
苦情・相談件数 (計)		1,975	2,285	2,277
内訳	収容に関する相談	50	52	56
	放し飼い	70	86	116
	ふん尿	1,223	1,457	1,423
	鳴き声	173	235	225
	身体・器物の被害	112	118	130
	不適切な取扱い・虐待	87	117	87
	登録・注射に関すること	147	141	135
	その他	113	79	105

【猫】		R元年度	R2年度	R3年度
苦情・相談件数 (計)		1,956	1,742	1,734
内訳	ふん尿	601	720	780
	臭気・毛	57	41	59
	鳴き声	40	51	36
	身体・器物の被害	83	91	71
	不適切な取扱い・虐待	66	96	63
	収容に関する相談	507	401	334
	その他	602	342	391

4 地域猫活動支援事業



◇ 目的

飼い主のいない猫に関わる地域トラブルの減少を目的として、不妊去勢手術の実施、時間や場所を決めた給餌、トイレの管理などの啓発や助言を行います。

また、飼い主のいない猫を地域住民が地域猫として適正に管理する活動を支援することを目的に、平成30年度から「地域猫活動支援事業」を実施しています。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

「地域猫活動」に取り組む地域の活動者や活動組織などに対して様々な支援を続け、地域住民の方々の理解を推進するために、以下の取組を進めていきます。

- 1 市民向けセミナー、地域住民向け勉強会の開催、相談受付
- 2 活動地域での合意形成及び地域特性を考慮したルール構築の支援
- 3 動物適正飼育推進員及び市民ボランティアの協力による捕獲支援
- 4 手術対象猫の運搬支援（区福祉保健センターと動物愛護センター間）
- 5 不妊去勢手術の実施（動物愛護センター）



手術対象：動物愛護センターの登録を受けた手術等支援対象活動組織の猫

<参考> 横浜市地域猫活動支援事業 登録地域数、活動対象猫数、手術実施頭数の変遷（累積数）

	登録地域数	活動対象猫数 ※	動物愛護センターでの手術頭数
H30年度	7地域	51頭	31頭
R元年度	12地域	416頭	103頭（単年度実績72頭）
R2年度	26地域	853頭	208頭（単年度実績105頭）
R3年度	39地域	1,321頭	292頭（単年度実績84頭）

※登録時に既に手術済みの個体、動物愛護センター以外で手術を実施した個体を含む。

5 猫の不妊去勢手術推進事業



◇ 目的

市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持することを目的としています。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

1 対象手術実施期間

令和5年3月1日（水）～令和6年2月29日（木）

2 補助金申請受付期間

令和5年5月8日（月）～令和6年3月5日（火）

※予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

区福祉保健センター、動物愛護センター



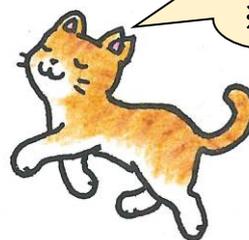
◇ 事業内容

市民及び市内の自治会・町内会を対象に、飼い主のいない猫の、不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】を補助します。（令和5年度補助対象頭数3,500頭）

また、市内及び本市に隣接する7自治体の登録動物病院で不妊去勢手術を実施した猫が対象になります。

<参考> 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

R元年度	R2年度	R3年度
3,884	4,075	3,257



耳カットは、手術済みのしるしとなり、再手術を防げます。
※補助金申請の条件

6 マイクロチップ装着推進事業



◇ 目的

令和4年6月1日から、飼養する犬猫へのマイクロチップ装着が飼い主の努力義務となりました。市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行います。

また、各区福祉保健センターなどの関係部署に、マイクロチップリーダーの設置を行い、収容動物の返還率の向上や災害発生時における放浪動物の早期返還にもつなげることを目的としています。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

1 対象装着施術実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月5日（火）

2 補助金申請受付期間

令和5年5月8日（月）～令和6年3月5日（火）（当日消印有効）

※予定頭数に達し次第終了

※本補助金申請には、環境大臣指定登録機関への登録完了が条件となります。また、犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録がされ、令和5年度の狂犬病予防注射済票が交付されていることも条件となります。

◇ 申請場所

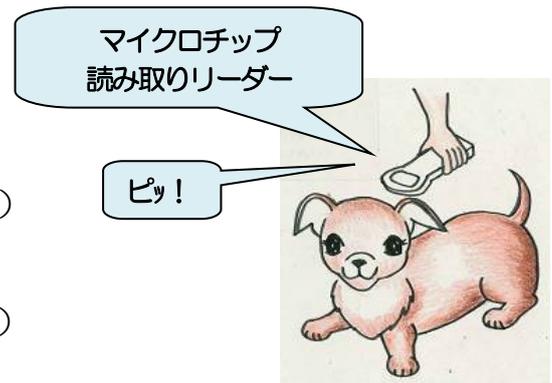
動物愛護センター（窓口及び郵送）

◇ 事業内容

市民を対象に、飼い犬及び飼い猫のマイクロチップ装着費用の一部【上限1頭1,500円】を補助します。（令和5年度の補助対象頭数は450頭）

<参考> マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	R元年度	R2年度	R3年度
犬	140	159	134
猫	397	318	396
計	537	477	530



7 動物取扱業登録及び監視指導



◇ 目的

動物愛護管理法に定められた、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合している動物取扱業者の登録申請等の手続きを行います。また、登録を受けた業者を対象に、飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法、畜犬登録等を確認するため、定期監視を行います。

動物取扱責任者に対して、業務に必要な知識及び能力を修得するための研修を実施します。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 登録・更新・変更・廃業等の手続き及び登録証の交付
- 2 犬猫の飼養管理基準や台帳等の作成・保管状況等の定期監視
- 3 ホームページやチラシ等を用い、マイクロチップの装着義務化等の基準についての周知・指導
- 4 動物愛護管理法に基づく動物販売業者等定期報告届出書の受理
- 5 動物取扱責任者研修の実施

<参考> 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録 施設数	業種別登録数						登録数 計	施設 検査数	指導 施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受 飼養			
R元年度	1,412	404	1,054	54	220	78	5	1,815	470	151
R2年度	1,395	399	1,044	51	225	83	5	1,807	301	132
R3年度	1,333	360	1,012	45	210	76	5	1,708	493	189

<参考> 第二種動物取扱業 届出状況

年度	届出 施設数	業種別届出数					届出数 計
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
R元年度	25	20	9	2	2	3	36
R2年度	27	21	9	2	2	4	38
R3年度	32	23	10	2	2	7	44

8 特定動物飼養保管許可及び監視指導



◇ 目的

動物園における展示など特定の目的で、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者に対して、環境省令で定める基準に従い飼養又は保管の許可及び変更の許可を行います。

特定動物の飼養者へは、定期的に飼養施設への立入検査を実施し、逸走防止措置がなされているか等の飼養又は保管の状況について確認・指導を行います。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 特定動物の飼養又は保管の許可・変更許可等の手続き及び許可証の交付
- 2 災害時を見据えた逸走防止のための飼養又は保管状況等の監視
- 3 特定動物が万一逸走した場合には、ただちに情報収集や状況確認などを行い、飼養者への指示や関係機関への連絡など必要な危害防止への対応を図ります。

<参考> 特定動物の飼養許可状況について（令和4年11月末時点）

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		タカ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	6	104 (0)*	7	48 (6)	2	4 (0)	2	5 (0)	3	10 (0)	0	0 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	4	5 (1)	9	14 (6)	17	53 (26)	9	12 (6)	37**			255 (45)

飼養目的には、展示、愛がん等があります。

*頭数の（ ）は、内数で、愛がん目的の飼養頭数です。

**同一施設に複数の許可がある場合は1箇所として集計しているため、種類ごとの箇所数の合計と一致しません。

9 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◇ 目的

法令に基づき、犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容を行います。また、飼い主の判明しない動物に関しては、迅速な返還を行うため、情報発信に取り組みます。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

区福祉保健センターが窓口となり、飼い主や保護した方等からの犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容等を行います。

また、道路や公園等で疾病にかかり又は負傷した犬・猫等、自活できない猫等については、（公社）横浜市獣医師会に委託し、協力動物病院で保護や一時的な救急処置を行います。

なお、飼い主の判明しない動物を収容した場合は、返還を促進する目的で収容動物情報として動物愛護センターホームページに掲載します。

<参考> 収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

【犬】	R元年度	R2年度	R3年度
収容頭数	150	169	148
返還数	72	87	69
譲渡数	54	80	70
安楽死処分数	28	10	7
自然死	4	6	1
死体搬入	0	0	0

【猫】	R元年度	R2年度	R3年度
収容頭数	906 (564)	901 (541)	629 (399)
返還数	6 (0)	6 (0)	9 (0)
譲渡数	417 (244)	470 (282)	368 (248)
安楽死処分数	250 (139)	179 (90)	94 (56)
自然死	83 (49)	96 (67)	68 (40)
死体搬入	161 (57)	146 (49)	100 (34)

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

*返還及び譲渡を基本に進める中で、以下のような場合は致死処分を行う場合があります。

- 重度のケガや感染性の高い病気に罹っている場合
- 幼齢動物の発育不全や衰弱の場合
- 突発的に咬み付いたり、激しい威嚇など攻撃的な行動があり人に馴れず、譲渡ができない場合 など

10 収容動物の譲渡事業



◇ 目的

動物愛護センターに保護収容した犬・猫等は、動物愛護管理法の趣旨に基づき、新たな飼い主への譲渡を推進します。

譲渡にあたっては、動物関係団体等とも協働しながら譲渡を進めます。

◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

◇ 実施事業所

動物愛護センター



◇ 事業内容

動物愛護センターから直接、飼育希望者に譲渡をするほか、譲渡登録団体（補助犬、災害救助犬等育成団体を含む）や（公社）横浜市獣医師会を通じて譲渡を進めていきます。

直接センターから譲渡する場合には、事前予約の上、個別に講習や面談を行い、動物とのお見合いを行います。講習ではペットを飼う覚悟と責任について説明します。面談では飼育環境やライフスタイル等を確認し、適正に終生飼育できるか判断します。お見合いでは動物の状態について職員が説明した上、実際に動物とふれあって、性格等を希望者に見ていただきます。

なお、譲渡対象の動物については、譲渡の機会を増やすため、譲渡動物情報をセンター内に掲出するほか、ホームページやSNSを活用して周知を行います。

<参考> 譲渡実績

動物	R元年度				R2年度				R3年度			
	譲渡数	内訳			譲渡数	内訳			譲渡数	内訳		
		個人	団体	(公社)横浜市獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市獣医師会
犬	54	2	48	4	80	19	57	4	70	4	58	8
猫	417	76	183	158	470	71	196	203	368	55	150	163
他小動物	5	3	0	2	1	1	0	0	1	1	0	0

11 附属機関・他機関等との連携



◇ 人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の附属機関として、動物の愛護及び管理に係る施策等に関し、必要な事項について審議を行います。

1 委員構成

(公社)横浜市獣医師会、公募市民、動物関係団体、動物取扱業関係団体及び学識経験者
12人の委員

2 開催

年3回予定

◇ 横浜市動物適正飼育推進員

動物愛護管理法第38条第1項の動物愛護推進員として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱し、動物愛護センターや各区が実施する動物愛護普及啓発事業への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、地域に根ざした動物愛護の推進を図ります。

第9期横浜市動物適正飼育推進員 63人（令和4年度末時点）

◇ 横浜市動物由来感染症対策検討会

市内における動物由来感染症発生時や流行時に、適切かつ迅速に対応することを目的として、感染症対策を検討します。

委員構成：(公社)横浜市獣医師会、(一社)横浜市医師会、有識者及び横浜市保健所 等

◇ (公社)横浜市獣医師会、動物関係団体及び市民ボランティア等との協働体制

飼育環境の向上や譲渡事業の推進を図るために、各団体等との連携を密にし、効果的な各事業の実施や効率的なセンター運営を進めます。

動物虐待等について、警察や(公社)横浜市獣医師会等と連携体制を講じ、適切に対応します。

1 市民ボランティア登録数 43人（令和4年度末時点）

2 譲渡登録団体数 29団体（令和4年度末時点）

3 登録団体による犬猫の譲渡会の実施

◇ 国・他都市、その他関係機関との連携

1 動物の愛護等にかかる情報共有等を図るため、国・他都市等との会議に参加します。

2 本市福祉関係部署及び関連団体等との連携による飼い主への助言指導を行います。



横浜市健康福祉局動物愛護センター
令和5年4月発行
〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4
電話 045(471)2111 FAX 045(471)2133

令和 5 年度 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画（案）について

令和 5 年度の横浜市動物適正飼育推進員（以下、「推進員」という。）の研修計画について、実施回数、内容及び講師等を決定するため、お諮りいたします。以下の項目について、御意見・御提案をお願いいたします。

なお、研修会場の調整、推進員への案内通知、当日の進行等は事務局が行います。

1 実施回数

3～4回（令和 5 年 7 月から令和 6 年 3 月までの間に実施）

2 各回の研修内容

* 研修内容に関する事務局案

- ・ペットの災害対策について
- ・動物由来感染症について
- ・動物の適正飼育について
- ・飼い主のいない猫対策について
- ・動物愛護法について
- ・多頭飼育問題について

3 参考資料（別紙）

推進員が希望する研修内容に関するアンケート結果（令和 3 年 11 月実施）

【参考】

令和4年度の推進員研修は、研修計画に基づき以下のとおり実施いたしました。

1 推進員研修対象者

横浜市動物適正飼育推進員 63名

2 令和4年度の推進員研修会

(1) 第1回研修会

- ア 日時 令和4年6月16日（木）
- イ 場所 動物愛護センター
- ウ 内容 災害発生時における地域防災拠点でのペット同行避難について
- エ 講師 本市職員
- オ 参加人数 40名（推進員23名、協議会委員1名、区職員16名）

(2) 情報共有会（猫関係活動者向け）

- ア 日時 令和4年7月13日（水）、15日（金）、19日（火）
- イ 場所 緑区役所、動物愛護センター、港南区役所
- ウ 内容 各推進員の活動状況の共有、推進員や区職員との顔合わせ
- エ 参加人数 34名（推進員19名、協議会委員2名、区職員13名）

(3) 第2回研修会

- ア 日時 令和4年11月2日（水）
- イ 場所 動物愛護センター
- ウ 内容 瀬谷区における地域猫活動支援事業について
- エ 講師 本市職員
- オ 参加人数 30名（推進員20名、協議会委員3名、区職員7名）

(4) 第3回研修会

資料4「第3回・第4回推進員研修実施報告」参照

- ア 日時 令和4年12月16日（金）
- イ 場所 神奈川公会堂
- ウ 内容 多頭飼育崩壊から見る動物関係者と福祉職の連携について
- エ 講師 渡辺 和弘 氏（一般社団法人 ワンウェルフェア 代表理事）
- オ 参加人数 49名（推進員14名、協議会委員2名、区職員17名、福祉関連部署職員12名、地域ケアプラザ職員4名）

(5) 第4回研修会

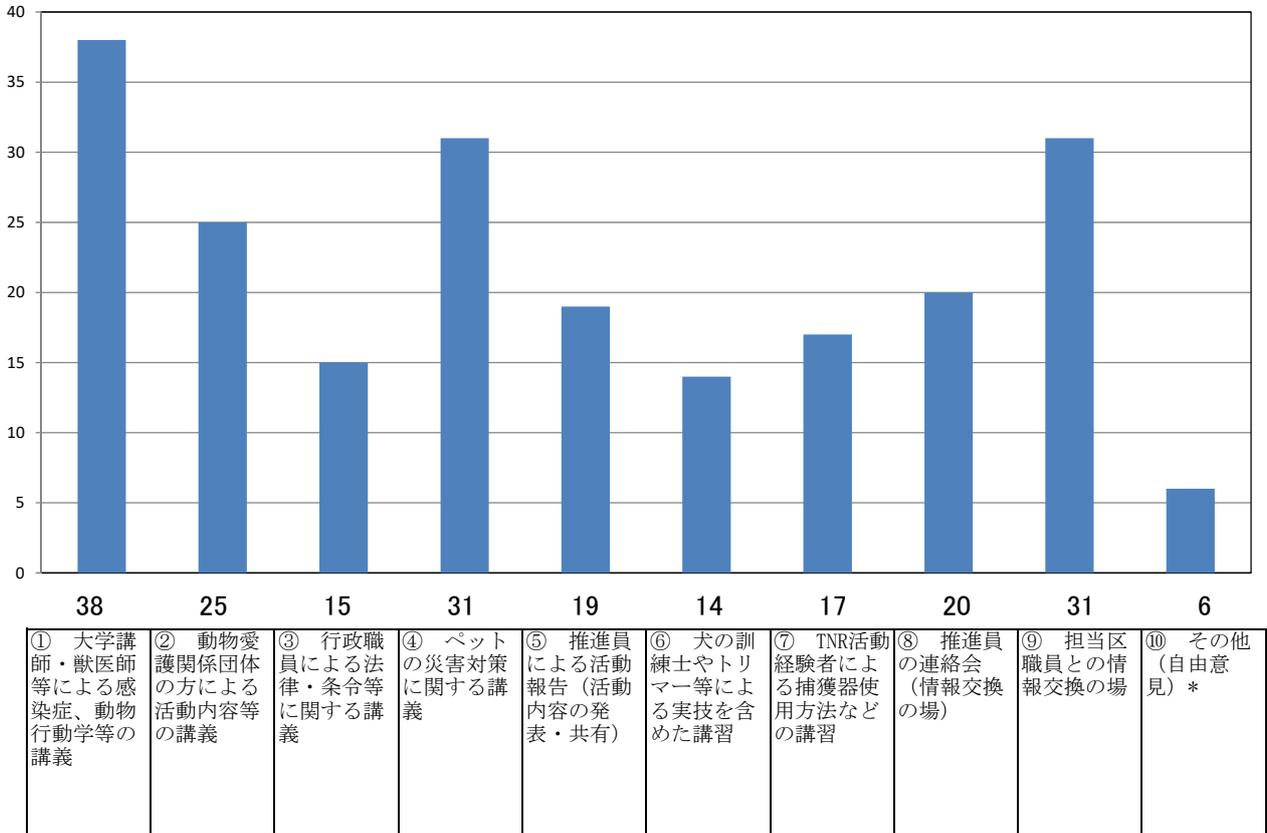
資料4「第3回・第4回推進員研修実施報告」参照

- ア 日時 令和5年3月2日（木）
- イ 場所 動物愛護センター
- ウ 内容 動物愛護法改正と飼育者の法的責任について
- エ 講師 浅野 明子 氏（高木國雄法律事務所 弁護士）
- オ 参加人数 33名（推進員20名、協議会委員4名、区職員9名）

第9期 横浜市動物適正飼育推進員 アンケート結果(令和3年11月実施)

アンケート回答者数 55名

◎ 希望する研修会の内容について



* その他(自由意見)

- ・応用行動分析学の講義を受けたい
- ・どの研修会も参加してみたい
- ・多頭飼育崩壊に関して(社会福祉関係の人、精神科の医師等の話も聞きたい)
- ・地域猫活動の最低限の話ができるように共有する
- ・人間側の防災に関する課題等を知っておくのも大切
- ・傾聴について(古宮昇先生の本はわかりやすかった)

横浜市動物適正飼育推進員について

横浜市動物適正飼育推進員設置要綱第 6 条（解嘱）の規定に該当する可能性のある疑義が生じた場合の対応について共通認識を持つため、発生した疑義の取扱いについて整理します。今後は要領を定めたいと考えておりますので、本協議会の委員の皆様にも御意見を賜りたいと考えております。

【発生した疑義の取扱い】

1 疑義について相談

疑義が生じた場合、事務局へ御相談いただきます。御相談への対応経緯、結果については、本協議会に報告します。報告の詳細については、非公開とします。

2 事実確認

当人が人と動物との共生推進よこはま協議会の構成団体からの推薦を受けている場合は推薦団体が、公募推進員の場合は事務局が、相談内容に基づき事実の確認を行います。

3 口頭注意、改善指導

疑義事象を確認した場合、事務局が当人への口頭注意、改善指導を行い、是正を図ります。

4 文書指導、文書勧告

口頭注意、改善指導の結果、是正されない場合には、人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱第 7 条に基づいて部会を設置します。事案を部会で検討のうえ、事務局が文書指導、文書勧告を行います。

5 再任不可・解嘱

文書指導、文書勧告の結果、是正されない場合には、協議会に事案を報告します。協議会で事案を審議のうえ対応を決定し、事務局が再任不可もしくは解嘱を行います。

【参考】横浜市動物適正飼育推進員設置要綱（抜粋）

（委嘱）

第2条 市長は、市内に住所を有し、地域における犬、猫等の適正な飼養の推進に熱意と識見を有する満20歳以上の者のうち、次のいずれかに該当する者から推進員を委嘱する。

- (1) 地域の実情に精通し、動物の適正な飼養に関する知識等を有するとともに、市が行う事業等に協力できる者
- (2) 人と動物との共生推進よこはま協議会（以下、協議会という。）の構成団体等から推薦を受けた者

（任期）

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（解嘱）

第6条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は市長が必要と認めたときは、当該推進員の委嘱を解くことができる。

- (1) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 推進員としての信用を失墜させる行為があったとき。
- (3) 疾病等の特別な理由がなく推進員の活動を行わなかったとき。
- (4) その他推進員として必要な適格性を欠くとき。
- (5) 推進員本人から自らの解嘱について申し出があったとき。

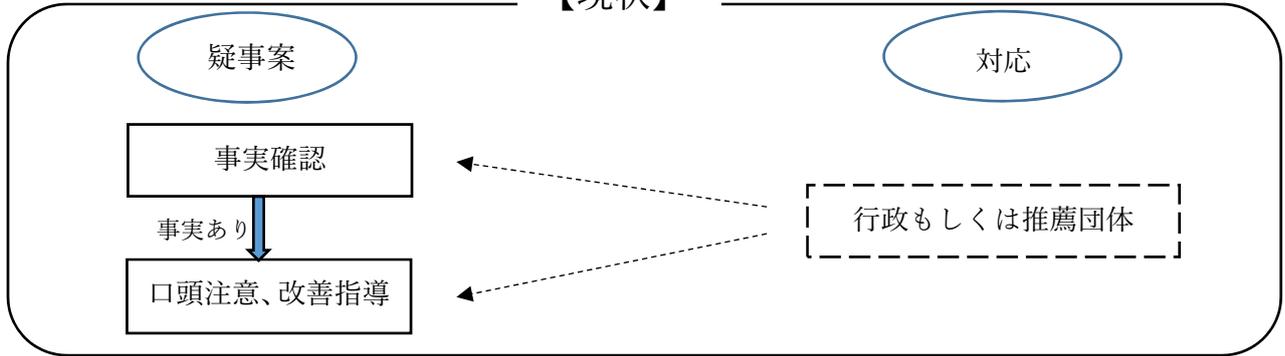
【参考】人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱（抜粋）

（部会）

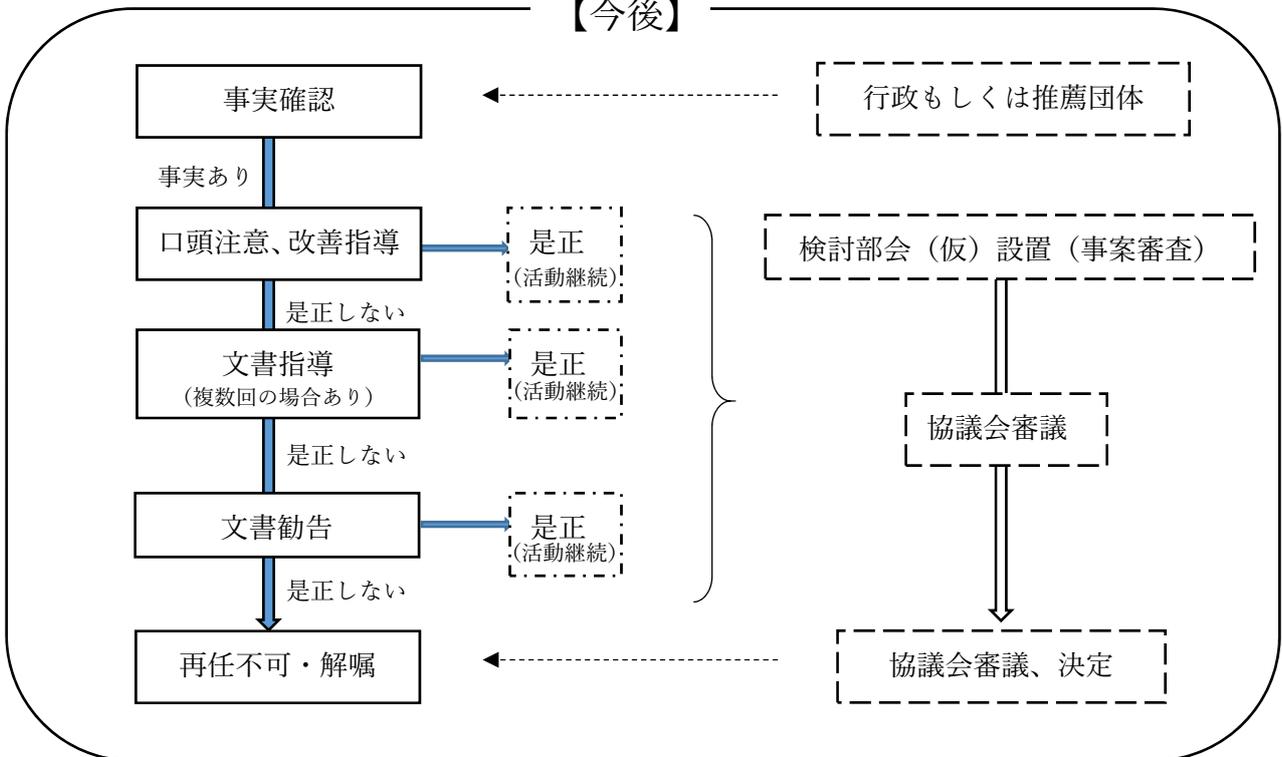
第7条 本市動物行政の推進について調査審議するため、協議会に運営部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員若干人及び必要に応じて臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会の委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

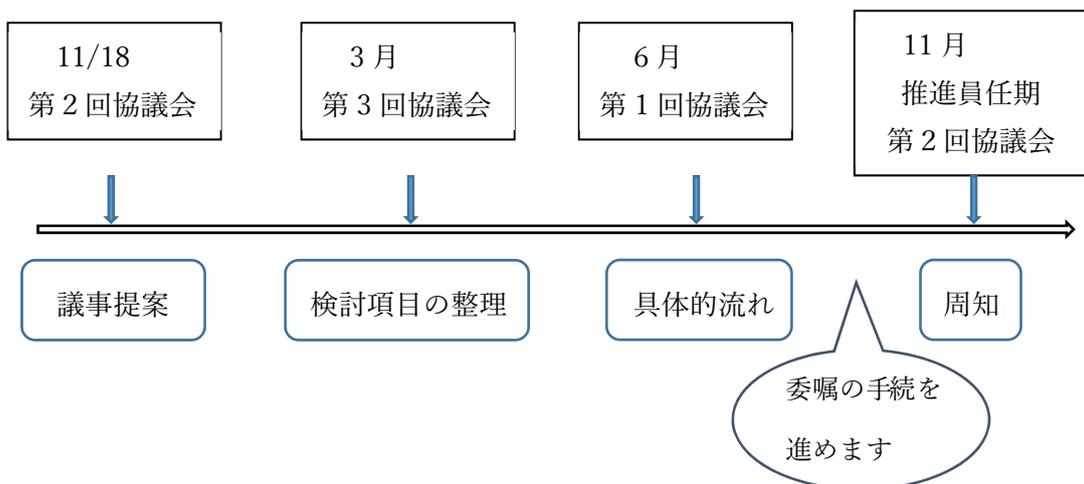
【現状】



【今後】



【検討スケジュール】



令和4年度 第3回 横浜市動物適正飼育推進員研修実施報告
「多頭飼育崩壊から見る動物関係者と福祉職の連携
～職種を超えた連携と地域の支えあいを考えよう～」

日時 令和4年12月16日 金曜日

場所 神奈川公会堂 講堂

時間 14:00～16:00

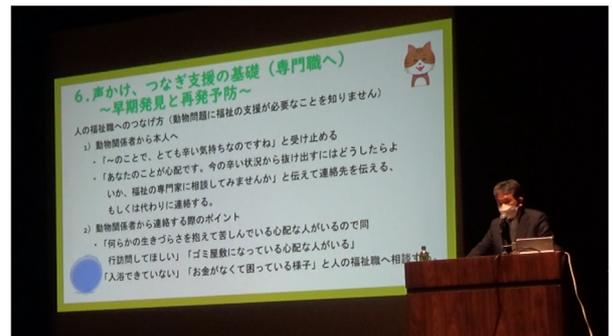
目的 多頭飼育問題は、動物の対応だけではなく、飼い主や地域、人に働きかける必要があるため、人と動物の両面の問題と捉え、関係部署が連携して対応することが重要となる。

講師 一般社団法人ワンウェルフェア

代表理事 渡辺 和弘 氏(社会福祉士・精神保健福祉士・主任介護支援専門員)

参加者	動物適正飼育推進員	14名
	協議会委員	2名
	各区生活衛生課職員	17名
	市福祉関連部署職員	12名
	地域ケアプラザ職員	4名
	動物愛護センター職員	7名

当日の様子



実施内容

1 講義

- (1) 開催趣旨、問題提起
- (2) 尊厳の保持と信頼関係、動物問題とその背景
- (3) 声かけ・つなぎ支援
- (4) 事例検討、まとめ

実施結果 (アンケートより)

- ・ 問題解決のために、まずは飼い主の発言を肯定的に反応し、思いを吐き出してもらう等、寄り添って支援する心構えの大切さを学ぶことができた。
- ・ 多頭飼育崩壊を起こす前段階でアプローチすることが大切だとわかった。

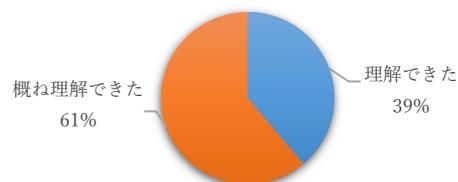


図 動物問題における愛護動物機関と福祉・住民組織との連携の重要性について

令和4年度 第4回 横浜市動物適正飼育推進員研修実施報告
「動物愛護法改正法と飼育者の法的責任に関する講演」

日時 令和5年3月2日 木曜日

場所 横浜市動物愛護センター

時間 14:00~16:00

目的 動物愛護法および改正法について理解を深め、動物適正飼育推進員として活動するうえで必要な知識を習得する。

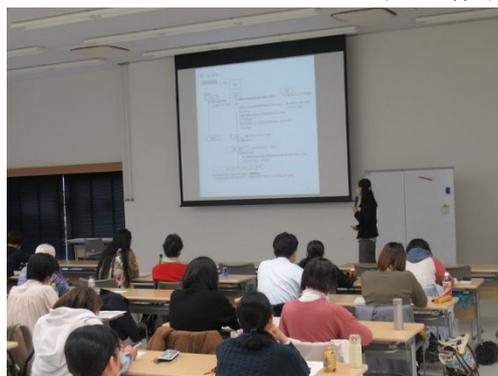
講師 浅野明子氏 弁護士。

現在、法務省人権擁護委員、農林水産省獣医事審議会委員、環境省中央環境審議会動物愛護部会臨時委員、東京都公害審査会委員などを務める。

愛玩動物飼養管理士1級 取得

当日の様子

参加者 動物適正飼育推進員 20名
協議会委員 4名
各区生活衛生課職員 9名



実施内容

1 講義

- (1) 日本の法体系・動物の法律上の地位
- (2) 動物の「愛護及び管理に関する法律」(動愛法)の令和元年改正点
- (3) 飼育者の法的責任について
- (4) 質疑応答

実施結果 (アンケートより)

- ・これまでの裁判例を挙げて解説があったのでとてもわかりやすかった。
- ・問題が起きた際の相手との話し合いの心構えについて、具体例を交え説明があり、今後の活動で活用していきたいと思った。

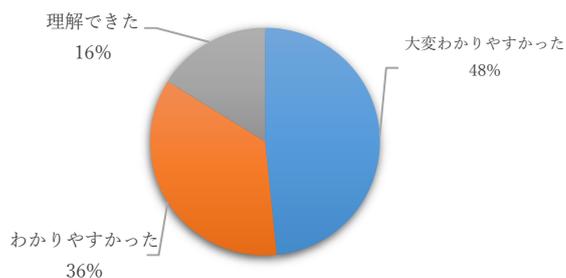


図 動愛法改正について